

令和6年度継続利用団体 申請方法のお知らせ

市内の体育施設を継続的に利用されている団体の登録・申請スケジュールについて
下記の通りお知らせいたします。

<p>① 団体登録</p> <p>令和5年12月1日 受付開始</p>	<p>(1)・(2)の条件をともに満たしている団体が登録可能</p> <p>(1) 概ね8割以上が市内在住・在勤者で構成される10名以上の団体 ※ただし、代表者及び副代表者は市内在住であること。</p> <p>(2) 1年を通し、概ね3カ月の利用回数が6回以上の継続利用を予定している団体。</p> <p>○申請書配布場所: 総合体育館窓口・ホームページよりダウンロード</p> <p>○申請書提出場所: 総合体育館窓口</p>
<p>② 登録証発行</p> <p>原則、即日発行</p>	<p>要件を満たした団体に登録証を発行します。</p> <p>※同一人物が同一種目で複数団体に登録することはできません。</p> <p>※架空の人物による登録や、同一団体による複数登録等の不正が判明した場合は、<u>登録を無効といたします。</u></p> <p>登録証は、③希望調書提出時、④利用調整会議参加時に提示が必須です。</p>
<p>③ 利用希望 調書提出</p>	<p>令和6年4-6月分、7-9月分、10-12月分、令和7年1-3月分の4期に分けて 施設利用の希望調書を提出します(1期ごとに提出)</p> <p>※希望調書は3カ月で6回以上の利用がない場合、提出できません。</p> <p>※1団体につき、1期間(3カ月)で12区分まで希望可能とします。</p> <p>今後登録される団体数によっては、希望の上限を12区分から下げる可能性があります。</p>
<p>④ 利用調整会議</p>	<p>会議には希望調書を提出いただき、利用希望の重複があった団体すべてに必ず出席 いただきます。(重複しなかった場合は利用区分が確定です。)</p> <p>希望日が重複した場合 利用希望日が重複した場合は、団体同士で協議・調整いただきます。</p> <p>※ <u>いかなる理由であっても、会議に出席しなかった団体は、利用希望日の権利を放棄したものとみなします。</u></p> <p>重複しなかった場合 利用区分が確定し、支払期日までに申請書を受け取る。</p>
<p>⑤ 本申請支払い</p> <p>調整会議終了後 指定日～月末</p>	<p>利用調整会議後、利用調整会議の開催された月内に確定した区分の本申請と料金 のお支払いをお願いします。</p> <p>※ <u>月内に本申請及び支払いがない場合、利用希望日の権利を放棄したものとみなし、一般予約へ開放します。</u></p> <p>※ <u>いかなる理由であっても、確定した区分のキャンセル料は100%とします。(施設都合、天候によるものは除く)</u></p> <p>※ <u>令和6年4月1日以降の申請分より新料金制度が適用されます。そのため、4-6月分の利用料につきましては現料金。7-9月分の利用料につきましては新料金でのお支払いになります。</u></p>

・改修工事等により、下記施設につきましては、ご利用いただけない期間があります。

■北部地域体育館 令和6年4月1日(月)～9月30日(月) ■健民運動場・テニスコート 令和6年7月1日(月)～9月30日(月)

※上記期間は予定のため、工事の進捗状況により、変更となる場合がございます。